

「国璽」に関する新史料

一

「国璽」、一般に国印はその国の政治形態如何にかかわらず、国家それ自体を表象するものであり、たとえば「天皇御璽」や「太政官之印」等の統治主体や統治機関の印章とは明確に区別される。わが国においては「大日本国璽」がこれにあたる。

「国璽」の使用規定が法制的に明確化されたのは明治十九年の公文式によってであり、条約批准書、国書、全権委任状等各種外国派遣官吏委任状など主として外交関係の重要文書に用いられ、その他に勲記の一部にも使われた。

「国璽」制定の時期に関しては、現在のところ『明治天皇紀』の明治四年制定説が通説となっており、各種の辞典もみなこれに従っている。しかし、この制定時期については、なにごんにも「国璽」に関する研究が極端に少なく、⁽¹⁾十分な論証がつくされているとは言い難いのが現状である。

ところで筆者は最近、「国璽」制定時期に関する新たな史料を相ついで見る機会に恵まれた。ひとつは慶応四年の王政復古の布告書であり、もうひとつは「国璽」の彫刻にかかわった京都の印司・中村元祥

の記録である。本稿では、これらの史料を紹介するとともに、これを機会にいくつかの考証を付け加えて、通説の再検討を試みたい。(史料は本文末尾に掲載)

二

最初に王政復古の布告書から紹介しよう。史料Ⅰの二葉の写真がそれである(原本は現在、本学教授堀池春峰氏が所蔵されている)。

周知のように、王政復古の対外的布告は慶応四年一月十五日、神戸でもたれた維新政権と外国公使団との最初の公式会談の席上でなされた。公使団を構成するのはフランス、イギリス、アメリカ、ドイツ、イタリヤ、オランダの六ヶ国公使で、フランスのレオン・ロッシュが公使団を代表した。維新政権側は東久世通禧、岩下佐次右衛門、伊藤俊介(博文)、寺島陶蔵(宗則)、陸奥陽之助(宗光)らが出席した。布告は天皇の名でなされ、勅使東久世通禧が代行する形式がとられた。天皇親政による外交権行使の嚆矢である。

さて、『日本外交文書』第一巻(上)には、『岩倉公實記』から転載された布告書の写しが収められているが、布告書そのものは外交資料館には存在しない。また、東京大学の史料編纂所にはこの布告書の

* 明 石 岩 雄

写真版があるが、これは、文部省維新史料編纂会が昭和七年に撮影したもので、写真版のみが東京大学史料編纂所に引継がれたため、現在では、原本の所蔵者は不明とされている。但し、この写真版は大久保利謙編『体系日本史叢書・政治史Ⅲ』などに利用されており、これを通じて一般には知られている。

そこです、今回発見されたものと、『日本外交文書』所収の写しと、東大所蔵の写真版の三文書の相違点を示しておこう。

『日本外交文書』所収のもの全文は左の通りである。

日本國天皇。告各國帝王及其臣人。嚮者。將軍徳川慶喜請歸政權。制允之。内外政事親裁之。乃曰。從前條約。雖用大君名稱。自今而後。當換以天皇稱。而各國交際之職。專命有司等。各國公使。諒知斯旨。

慶應四年戊辰正月十日

これを史料Ⅰの写真と比較すれば、相異なる部分が五ヶ所ある。それらを順に列挙すれば、(1)「各國」……「諸外國」、(2)「請歸政權制允之」……「請歸政權也制允之」、(3)「各國」……「諸國」、(4)「交際」……「交接」、(5)「慶應四年戊辰正月十日」……「慶應四年正月十日」、以上である。なお、日付・署名・押印の位置の相異をつけ加えれば、相異点は合計六ヶ所となる。これらはすべて修辭上、表現上の相異であり、かつ、明らかに前者を修正した結果が後者となったと判断される。しかも、(2)を除けば、(1)と(5)に共通しているのは英文その他に翻訳することを配慮した修正である。これらの点からみて、『日本外交文書』所収の文書は布告書そのものではなくて、おそらくその原案の写しであると思われる。

次に、史料Ⅰと東京大学所蔵の写真版とを比較しよう。写真版との



比較なので正確なことはとても言えないが、本文の筆跡そのものをはきわめて類似しており、本文の内容は全く一致する。ただ、史料Ⅰにはある「陸仁」の署名が、東大所蔵の方がない点だけが異なっている。さて、この王政復古の布告書に関して行なった調査は次の二点である。

第一に、二種類の布告書が果して現実に存在したかどうか、この点を出来るだけ当時の一次史料によって確認すること。

第二に、本来ならば前記の六ヶ国に送られたはずの布告書が何故日本に残されたのか、その事情を明らかにすること。

まず、第一について。『日本外交文書』第一卷(上)には慶応四年一月十五日の会談の「会見記」とあわせて、その翌日に東久世通禧が京都に送った報告書が収録されており、そのなかで東久世通禧は次のように述べている。

御布告書外國六ヶ国へ一通宛相渡ネハ、本國へハ不相通由ニ候間、急々外五通御認、官人位之處ニテ御手輕ニ御指越可被下候、御實名之方、可然ト相極候、右ニ付テハ兼テ御越意之處窺居候間、國印計ニテ可濟ト申候得共夫ニテ承知不仕旨ニ付不得止右之次第相成候故、御實名之五通、急々御指越、外宮ハ桐、紫紺計ニテ宜候、一日ニテモ早キ方宜候間、早々御運相成候様希入度候、委細ハ陸奥陽之助指上候間御聞、取可被下候

(傍点は筆者)

「官人位之處ニテ御手輕ニ御指越」とは東久世通禧の周章狼狽ぶりをあらわしていてもしろいが、これによると東久世勅使は会談にあたって布告書を一通だけ持参したようである。つまり維新政権側では当初は布告書を外国側に手渡すつもりはなく、口頭で布告するだけで

事足りると判断していたと思われる。この点は「会見記」に記された会談の冒頭と最後の二回のやりとりからも推測できる。

(会談の冒頭)

勅使曰今日ノ布告ノ勅書ハ直チニ各本國帝王臣人ニ布告セララル、ヤ各公使曰唯今御尋ノ一條ハ追テ貴答可致

(会談の最後)

勅使曰彼ノ布告ノ勅書ハ直ニ本國ニ送ラル、ヤ各公使曰諾速ニ達ス可シ

つまり布告書の追加が必要となったのは、この会談が予想しなかった展開をみたためで、東久世通禧の狼狽ぶりもここに起因していた。

次に、前の引用文の傍点を付した部分であるが、ここからは布告書の様式をめぐり、維新政権と外国公使側で対立があったことが窺える。維新政権は「国印」だけで十分と判断し、一方、公使側は天皇の署名も必要であるとして布告書の修正を要求して、結局、維新政権側が譲歩している。

では、「御實名之五通」とあって六ヶ国の分を要求していないのは何故か。この点については判然としないが、第一に、「会見記」には布告書の様式をめぐるやりとりは記録されていないこと、第二に、レオン・ロッシュが会談の翌日神戸を発ち、江戸に向ったということなどから推察すれば、この布告書の修正をめぐる交渉は、フランス公使を除外したところで行われた可能性が強い。

以上のことは日本側の史料だけでなく、アメリカ外交文書からも裏付けることが出来る。当時、英仏両国の対立から比較的中立の立場にあったアメリカ公使ファン・ファルケンブルクが一月二十四日付(旧

曆に還算)で送った国務長官あての報告書によれば、(1)ロッシュが神戸を離れた後、イギリスとドイツの公使によって対日交渉のための委員会が結成されたこと、(2)この委員会は一月十八日と二十一日の二回にわたり日本側と交渉をもち、二十一日の会談で日本側からこの委員会に複数の布告書が手渡されたこと、などが報告されている。

いずれにしても、先に引用した東久世通禧の報告書からみて、王政復古の布告書として「御名・国璽」の署名捺印されたものと、単に「国璽」のみ捺したものとの二種類作成されたこと、従って、すでにこの時点で国印(東久世通禧はこれを「国璽」とは呼ばず、「國印」と表現している点に注意)が存在していたことは明らかである。

第二について。この点に関しては現在のところ、まだ結論を見出せていない。フランス外務省およびアメリカ国立文書館への照会の結果、この兩國とも布告書そのものは現存しないことが確認されたが、その理由は不明である。ただ、アメリカの場合は、在日アメリカ領事館所管の対日関係文書のうち、ちょうど一八六八年(慶応四年)の上半期の部分が紛失しており、あるいはそのなかに布告書が含まれていたのかもしれない。なお、先にふれた一月二十日付の報告書には、布告書の英文の翻訳文書が同封されて送られており、これはアメリカ国立文書館に現存する。

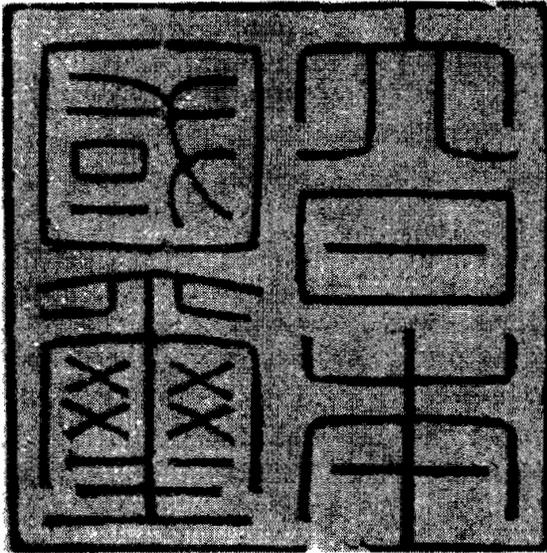
三

「国璽」に関するもうひとつの史料(本文末尾史料Ⅱ)は京都の中村家に伝わる印司・中村元祥の記録である。

『太政官代御用筆記』(以下「筆記」と略す)と表書されたこの記録は、印司・中村元祥が太政官代その他のからの指示によって各種の官印を維新政府のために刻した過程を、元祥自身が書き綴ったものであ

る。

【筆記】は慶応三年十二月十九日に万里小路博房から「大日本国璽」の彫刻を命じられたことから始まり、翌慶応四年(明治元年)十一月十七日までの約十一ヶ月間におよんでいる。この間に中村元祥が印刷した官印は、府県藩印を含めると総数二〇一顆である。そのうちから代表的なものだけあげると、中央機構の官印としてはまず「總裁之印」があり、「神祇事務總督」、「内國事務督」、「外国事務總督」、「會計事務總督」、「刑法事務總督」、「制度事務總督のいわゆる七科(慶応四年一月十七日制定)の印、また、八局(同年二月三日制定)のなかの「軍防局印」などがある。戊辰戦争にかかわるものとしては、「大



中村家に伝わる「国璽」その他の印影については、かつて京都新聞(昭和40年5月5日付)に紹介されたことがある。

印 名	発注日	納 入 日	印 名	発注日	納 入 日
大日本國璽	慶応3年 12月19日	慶応3年 12月20日	箱館裁判所 副総督	"	"
神祇事務総督	慶応4年 1月20日		制 度	4月17日	"
内國事務総督	"		佐渡裁判所	閏4月7日	閏4月18日
外國事務総督	"		三遠駿裁判所 總督	"	"
海陸事務総督	"		美濃飛騨裁判所 總督	閏4月9日	「間違ニテ御不 用ニ相成」
會計事務総督	"		監 察 使	閏4月10日	閏4月11日
刑法事務総督	"		笠松裁判所典 美濃飛騨總督	閏4月10日	閏4月14日
制度事務総督	"		太 政 官	閏4月12日	「先御見合ニ相 成」
大坂裁判所総督	1月29日	2月6日	輔 相	閏4月24日	「此印御見合ニ 相成」
大坂裁判所 副総督	"	"	行 政 官	閏4月26日	5月2日
大和國鎮撫總督	2月1日	2月6日	神 祇 官	"	5月3日
軍 防 局		2月14日	會 計 官	"	"
大 總 督 庁		"	刑 法 官	"	"
海 軍 總 督		"	外 國 官	"	"
奥羽鎮撫總督		"	軍 務 官	"	"
總 裁	2月16日	(2月20日ごろ)	外國官(改刻)	5月20日	5月27日
嘉 影	2月29日	3月1日	外國事務總督印		5月22日
基 修	"	"	外 國 事 務 局		"
陸 歌	"	"	外 國 事 務 總 督		"
陸 聚	"	"	日 本		"
時 原	2月29日	3月1日	議政官史官検査	6月25日	7月3日
光 徳	"	"	京 都 府	6月27日	7月29日
通 房	"	"	大坂府(石印)	"	"
通 旭	"	"	江 戸 府	"	「東京庁ト被相 成ニ付見合」
陸 調(改刻)		3月6日	長 崎 府	"	7月29日
兵庫裁判所	2月30日	3月7日	越 後 府	"	"
親 兵 府		3月7日	神 奈 川 府	6月27日	"
親 兵 監 察 府		"	箱 館 府	"	"
京都裁判所總督	3月13日	3月16日	大 津 府	"	"
横濱裁判所	3月27日	3月30日	奈 良 縣	"	"
外国事務局	"	"	兵庫縣(石印)	"	"
天津裁判所 總督府	"	4月7日	笠 松 縣	"	"
天津裁判所 參謀	4月10日	4月12日	高 山 縣	"	"
箱館裁判所 總督	4月14日	4月27日	三 河 縣	"	"

印名	発注日	納入日	印名	発注日	納入日
久美濱縣	6月27日	7月29日	奈良府(改刻)	8月4日	8月7日
倉敷縣	"	"	伊那縣		9月7日
日田縣	"	"	辨官事記(模刻)	9月10日	9月14日
富高縣	"	"	行政官(模刻)	9月16日	9月18日
天草縣	"	"	兵庫縣(模刻 銅印)	9月27日	10月7日
堺縣	"	"	新潟府	10月16日	
紀州藩	7月7日		加奈川縣	"	
筑州藩	"		大坂府(銅印)	(10月27.28 日ごろ)	
渡會府	7月10日	7月13日	陸奥内分藩	11月3日	11月9日
度會府(改刻)	7月14日	7月16日	土佐内分藩	"	"
東北游撃將	7月25日	7月26日	岡山新田藩	"	11月8日
東京府(改刻)	8月4日	8月7日	鳥取新田藩	"	"

- 1) 「印」、「之印」は原則として省略した。
- 2) ここには印名、発注日、納入日の不明なものは含まれていない。

和國鎮撫總督」「奥羽鎮撫總督」「東北游撃將印」などがある。その他、府県藩印、各地裁判所總督印などが多数あり、「筆記」はこれらの官印がいつ、誰から命ぜられ、その寸法、材質は何かといったことまで実に克明に記されている。左にその一覧表をかかておくので、詳細は史料Ⅱとこの一覧表にゆずる。

ところで、現在中村家には元祥が印刻した数多くの官印の印影が残されているが、そのなかには「国璽」のそれも含まれている。次に示した写真がそれである。「筆記」によれば元祥が刻した「国璽」は石材で、方二寸四分とあるが、印影の大きさは縦、横とも七・四センチメートルで、ほぼ二寸四分に相当する。また印文の篆字、大きさとも史料Ⅰのものと完全に一致する。

次に「筆記」では元祥が「国璽」作成を命じられたのは慶応三年十二月十九日となっているが、「岩倉公實記」によれば、この日はまさに維新政権が王政復古を外国公使団に布告するために三職会議を開いて、布告文を検討していた時期にあっている。左に引用した文がそれである。

(慶応三年)十二月十八日三職會議ヲ開ク具視乃チ王政復古ヲ外國公使ニ告クルノ文案詔書體ト官宣體トニ通テ提出ス(中略)而シテ之ヲ三職ノ議ニ附シ又三番所ノ堂上及ヒ在京ノ諸藩主ニ諮詢ス皆詔書ヲ以テ善トス十九日之ヲ奏シ宸裁ヲ仰キ且勅使ヲ派遣シテ以テ外國公使ニ告ケシムルコトニ決定ス是ニ於テ正親町公董鳥丸光徳ニ勅使ヲ命セラルヘキノ内旨ヲ傳フ二十日詔書ニ御名ヲ親署シ御璽ヲ鈐シ總裁議定參與副署押印セントスルニ臨ミ松平慶永異議ヲ建テ、日ク(中略)詔書中ニ列藩會議ヲ興シ云々ノ語アリ而ルニ目下在京ノ諸藩ハ僅ニ四五藩ニ過キス若シ外國公使ヲシテ之ヲ聞カシメハ恐ラク疑惑ヲ懐カン前キニ召命ヲ受ケタル諸藩ノ上京ヲ待テ其會議ヲ開クノ後ニ於

テ之ヲ實行スルモ亦未タ晩シトセサルナリ願クハ論ク之ヲ停閣セラレシト
 ヲ松平茂勲モ亦異議ヲ建ツ略ホ慶永カ論旨ト同シ而シテ松平豊信ハ熟思ヲ要
 スト上言シ以テ其副署押印ヲ拒ム二十二日ニ至リ豊信書ヲ上リテ曰ク朝廷ヨ
 リ公然ト王政復古ヲ外國公使ニ告グルハ諸藩主會議ノ後ニ於テ當サニ之ヲ為
 スヘシ先ツ徳川内府ニ命シ政權奉還ノ事ヲ報セシムルヲ以テ善トス朝議姑ク
 之ヲ寢ム

引用文の後半部分にあるように、この時の布告書は松平慶永、浅井
 茂勲（長勲）、山内容堂ら公武合体派の諸侯の抵抗にあつて、結局作
 成されずに終つたが、『太政官代御用筆記』で、「国璽」作成が命じ
 られたとある十二月十九日は、まさに三職会議で示された布告書の原
 案が決定されて天皇の裁可を求めた日であり、「国璽」が万里小路博
 房に届けられた十二月二十日は、ちょうど布告書（詔書）にいよいよ
 署名・押印される日にあつている。「国璽」がわずか一兩日で彫刻
 されなければならなかつた点も、この間の事情を考慮すれば理解でき
 る。つまり、布告書作成のために、「国璽」が急拠印刷されたと判断
 してよいと思われる。

もっとも、引用文によれば「詔書ニ御名ヲ親署シ御璽ヲ鈐シ」とあ
 り、「御璽」つまり「天皇御璽」を用いる予定であつたかのように記
 されているが、この点については布告書自体が実在しないのであるか
 ら何とも言えない。あるいは、何らかの事情で結果的に「御璽」を用
 いることとなつたのかもしれないし、あるいは「岩倉公實記」の編者
 が「詔書」すなわち「御名・御璽」と即断して、かかる記述になつた
 のかもしれない。しかし、例えば二で引用した東久世通禧と公使団と
 の応答では東久世通禧は布告書のことを「国書」とは呼ばずに、はつき
 り「勅書」と言っているが、この「勅書」には「国璽」が押印されて

いるのである。いずれにしても、この時期には必ずしも文書様式が十
 分に確立していなかつた点を留意しておく必要がある。

以上、二、三において二つの史料を紹介したが、これらはいずれも、
 「国璽」制定の時期を明治四年とする通説の再検討をうながすに足る
 史料であると考えられる。そこで次に節を改めて、「国璽」||明治四年制
 定説そのものの再検討を試みることにする。

四

まず、通説を代表するものとして、『明治天皇紀』の明治四年五月
 三日の項を引用する。⁽⁸⁾

三日 御璽を改刻し、又新に國璽を刻したまはんとし、其の拜刻を大藏省出仕
 小曾根榮^堂に命じ、是の日、宮中樓閣上段に於て奉仕せしむること爲した
 まふ、尋いで刻成る、御璽の篆文に曰く、天皇御璽、國璽の篆文に曰く、大
 日本國璽、共に石材なり、舊御璽は銅材にして、明治二年七月官位相當の制
 を立つるに當りて御璽の用例を定め、勅任の官記、勅授の位記等に之れを鈐
 すること爲し、其の後、贈官・贈位・諡號の宣旨並びに使臣を外國に差遣
 し、征討總督を任じ、庶政を大臣に委する等の詔書にも亦之れを鈐したまふ、
 然るに其印文年を経て明瞭ならざるを以て、本年大藏卿伊達宗城を欽差全權
 大臣として清國に差遣するに方り、頓かに改刻を命じたまへるものにして、
 之れを其の委任状に鈐したまふ、又其の國書に鈐せんがため、新に國璽を刻
 したまへるなり、國璽の制茲に始まる、而して當時未だ掌鈴の官制なし、時
 に臨みて太政官より宮内省に陳し、宮中に於て之れを鈐するを例とす、

○公文録、御璽國璽、御璽、
 型三箇ニル奉寫書、印書

この「明治天皇紀」の記述にはいくつか不明な部分がある。まず、
 「御璽」改刻のきっかけとなつた伊達宗城の委任状および国書につい

てであるが、「日本外交文書」に収録されている明治四年辛未五月（日欠）の国書には「御名」と右大臣三条実美の副署・花押があるが「国璽」は捺されていない。また、委任状には日付（いわゆる画日）のみで「御名」「御璽」とも欠いている。この点は古来の様式にもついで控えの文書に印されているとも考えられるが、それならば「其印文年を経て明瞭ならざるを以て」という改刻の理由が意味をなさなくなる。また、欽差大臣の委任状に「御璽」を用いたとあるのは当時の外交慣例上からしても不都合だし、後の公文式の規定ともいちがう次に、「明治天皇紀」の編者が列記している典拠文献についてであるが、宮内庁図書寮への照会の結果、「公文録」以外の三点の所在は不明とされている。「公文録」の内容は左の通りである。

（伺書）

今般

御國璽彫刻ノ儀當省出仕小曾根乾堂へ申付候處御品柄ノ儀ニ付櫻ノ間上段ニ於テ彫刻為仕度此段申進候也

辛未五月三日

辨官御中

大藏省

この伺書は単なる「国璽」彫刻の場所についての要請であって、これによっては、「国璽」がはじめて印刻されたのか、それとも改刻なのかについてはまったく判断できない。また、「公文録」には、この前後に「国璽」に関する記録は存在しない。

では、「明治天皇紀」の編者は何にもとづいて「国璽」制定に関するこの記述をなしたのであろうか。

「国璽」制定は明治四年説、いかえれば明治四年以前には「国

璽」は存在しなかったという見解は、実は「明治天皇紀」が最初ではない。この見解があらわれてくる時期は意外に早く、私の知り得た範囲でも、明治期においてすでに三種類の記録ないし文献が存在する。

一つは、外務省所蔵文書「御璽國璽関係雑件」の綴りに収められている「御璽・國璽ニ関スル取調ノ件」と題する文書である。これは明治四十三年にアメリカ大使館からの調査依頼に応じて作成されたもので、そこには「明治四年以前ニハ國璽ノ制無シ中外ヲ通シテ總テ御璽ヲ用ヒラレタリ」と、はっきり記されている。

残りの二つはいずれも宮内庁書陵部所蔵のもので、ひとつは明治二十年二月図書寮作成の「図書寮記録」、もうひとつは作成年不詳の和綴の小冊子「印璽沿革」である。

「図書寮記録」はその凡例によれば「帝室ノ記録ヲ編纂スル」ことを目的に作成され、上・中編それぞれ三巻、および目次のみの下編からなっている。そのうち、「国璽」に関する部分は上編巻二第三章「印璽」のなかで述べられている。編纂・考証にあたったのは小中村清矩、村岡良弼、小野正弘らで、とくに維新後の部分は小野正弘が担当したとある。

「印璽沿革」は全体が三章からなり、そのうち第一章「内印外印旧制」と第二章「印璽考証」は図書寮准委任御用掛・矢野玄道が執筆し、第三章「維新以後印璽之制」は前述の小野正弘が執筆している。作成年月は明記されていないが、矢野玄道の伝記によれば、彼が図書寮御用掛をつとめていた時期は明治十七年八月から同十九年二月までであり、従って「印璽沿革」が執筆されたのは少くとも明治十九年二月以前であったと推定できる。

両者の記述は、数ヶ所の表現上の違いを除けば内容が完全に一致しており、従って「印璽沿革」が最初に起草され、次にそれをもとに

『図書寮記録』の当該箇所が編纂されたと考えられる。次に引用するのは、『印璽沿革』の第三章「維新以後印璽之制」からの抜萃である。

御璽ハ初メ御傳來ノ銅印ヲ用ユ四年五月全權大臣伊達宗城ヲ清國ニ遣ハスニ際シ印文ノ不明ナルヲ以テ更ニ石印ヲ彫刻セシメタリ然ルニ草卒ノ刻、字體典雅ナルヲ得ズ、是ニ於テ宮内省、金印鑄造ノ議ヲ上リ翌七年七月刻成ル方三寸篆文ナリ今之ヲ用ユ

明治四年以前ハ國璽ノ制無ク中外ニ通シテ總ヘテ御璽ヲ用キタリ四年五月石印 御璽ヲ改彫スルニ際シ始テ國璽ヲ制ス亦石材ナリ文、大日本國璽トアリ七年七月 御璽ト共ニ金印ヲ改鑄ス方三寸、文、前ニ同シ今之ヲ用ユ國璽ヲ御璽ト分チ用キタルハ新創ノ制タリ古ハ内印外印別アリテ國璽、御璽ノ別ナレ

先に引用した『明治天皇紀』の記述と比べてみれば明らかなように、その基本的内容はこのなかに含まれている。明治四十三年の外務省の調査も、おそらくこれらのおそらくを参考にしたものと思われる。

ところで、次に紹介する二通の書翰は、『印璽沿革』および『図書寮記録』がどのような政治的背景のもとで執筆・編纂されたかを知る上で興味ある内容のものである。少し長くなるが引用することにした。どちらも井上毅から伊藤博文へ宛てた書翰で、最初の方が明治十六年十二月二十八日、あとの方は明治十八年九月二十八日の日付となっている。

○昨日条公より大政紀要之修成を私へ被仰付旨沙汰有之候。

右初稿一覽候處、猶二三稿を経十分に手を入れずしては、世に公にするに至り中間布候。一部之官撰歴史、縦令頼山陽たりとも中々匆率間には整備いたし難く、若又一時之事情により急速公布候は、必疎漏百出、世之笑柄と相成候而宮内省特撰史之体面を辱しむべくと存候。

就而小生に此先被命候は、縦令一年半乃至二年間参事院議官之職并其他之官務を被免、専ら宮内省御用掛に（又は修史館御用掛）被仰付、主一に考証編成に従事いたし度、右存意書付に而申出る筈之処、右書付は山県参議殿一覽直に懐中に相成候。（後略）⁽¹⁴⁾

○図書寮にて編纂候書類、左に目録の通り呈出奉供覽候。

- 一、親政体制
 - 中古親政 文部省御用掛 小中村清矩草
 - 維新後親政 内閣書記官兼 圖書寮御用掛 小野正弘草
 - 一、詔書考
 - 古詔勅之制 参事院議官補 村岡良弼草
 - 維新後詔勅之制 小野正弘草
 - 一、印璽
 - 古印璽制 図書寮御用掛 矢野玄道草
 - 維新後印璽制 小野正弘草
 - 一、華族
 - 上古貴族考 図書寮御用掛 井上頼国草
 - 維新後華族沿革 図書寮御用掛 山県篤蔵草
 - 一、位勲
 - 位勲之制 小野正弘草
 - 一、位部
 - 一、勲部
 - 有位階勲者犯罪処分并訟獄特例 同前
 - 一、学習院始末 山県篤蔵草
 - 一、皇統嫡庶表 太政官権少書記官 箕輪醇草
- 計七部
- (中略)
- 序乍ら分外奉申上候。詔勅印璽之制は中古の改革に於ては區別明瞭に条草整

理し、王政の典憲完備候処、維新以後草創之際是等重大之件において未だ一定之典範あらず。乍恐皇室之欠典に可有之敷と奉存候。伏願くは速に御評議御決定有之度奉存候。(後略)¹⁵⁾

井上毅が、自由民権運動の高揚期において、それに対抗すべき天皇制イデオロギー構築の実務的指導者であったことは、今日ではもはや常識となっている。

その井上毅がすべての官務を排して取りつくみたいと、並々ならぬ意欲をもってのぞんだ「宮内省特撰史」の編纂事業が結実したものが『図書寮記録』であり、伊藤博文の「供覧」を請うて呈出した「印璽」が『印璽沿革』そのものであるとみなして間違いないであろう。

伊藤博文自身は慶応四年一月の公使団との会談に東久世通禧の随員として加わっていた。井上毅と伊藤博文の間でどのようなやりとりが展開されたかなど窺い知るべくもないが、伊藤、井上らによって指導された「宮内省特撰史」の編纂事業は、天皇制を権威づけるといふ明確な政治的意図によって貫かれていたとみなしなければならないだろう。

いずれにせよ、「国璽」は明治四年制定説は極めて早い時期に、つまり天皇制イデオロギーが確立する明治十年代末に宮内省の正式見解として登場してくる。そして、慶応四年一月の王政復古の布告書に用いられた「国璽」¹⁶⁾は、この宮内省の正式見解によって、存在自体が否定されたのである。『明治天皇紀』は単にそれを踏襲したにすぎない。そして、「維新以後草創之際：未だ一定典範あらず。乍恐皇室之欠典に可有之敷」と井上毅が嘆いた「詔勅印璽之制」の確立は、この直後の明治十九年二月二十六日の勅令第一号、公文式によってはじめて実現する。

注

(1) 「国璽」制定に関する論文としては、田山茂「御璽および国璽の由

来」(国会図書館発行「レファレンス」第二二二号、一九六九年七月)があり、石井良助「はん」(一九六四年、学生社)も若干ふれているが、基本的には『明治天皇紀』に述べる所と大きな違いはない。なお、石井氏は「国璽」を国の印章とし、田山論文は天皇の印章としている。

(2) 『日本外交文書』第一卷(上)九九。

(3) 同右

(4) Foreign Relations of the United States, 1868. Part I. Pp. 656-664.

(5) 萩原廷寿氏はロッシュが布告書を意図的に送らなかったとしている(朝日新聞連載「遠い崖」一九八一年五月二十六日付)。

(6) 京都の護国神社裏に中村元祥の孫、元三が建立した元祥の墓碑があり、それに記された略伝には元祥は明治五年一月六日に六十六才で没したとある。また、中村家は代々、近衛家に仕える公家侍であったと記されている。

筆者が中村元祥の存在を知ったのは石井研堂「明治事物起源」がきっかけである。ここには「国璽」が中村元祥の製作によるものであることが明快に記載されていた。だがこの石井説は今日まで取りあげられることはなかった。ここに紹介した史料は、この石井説の正しさを根拠づけるものである。

(7) 『岩倉公実記』第二卷 一九二—一九五頁。

(8) 『明治天皇紀』第二卷 四五八頁。

(9) 『日本外交文書』第四卷(上) 一四七。

(10) 同右

(11) 国立公文書館所蔵「公文録」R 47.2A.9.「明治四年辛未五月大蔵省
同」

(12) 外務省所蔵文書。六門四類一項。

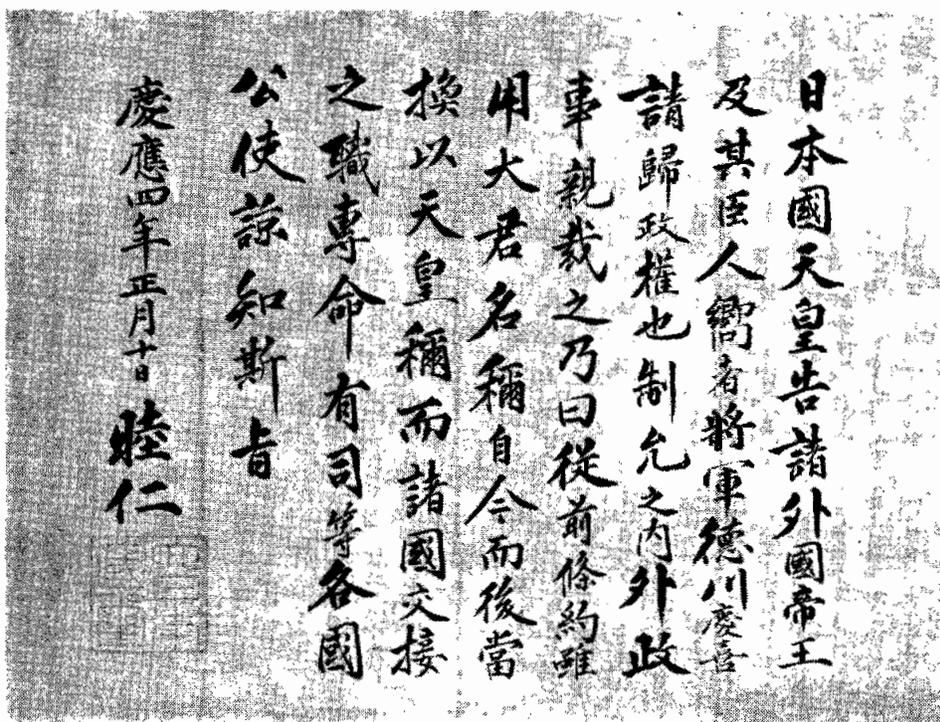
(13) 矢野太郎著「矢野玄道」(愛媛県先哲偉人叢書)、昭和八年。

(14) 『伊藤博文関係文書』第二卷 三四二頁。

(15) 同右、三五七頁。

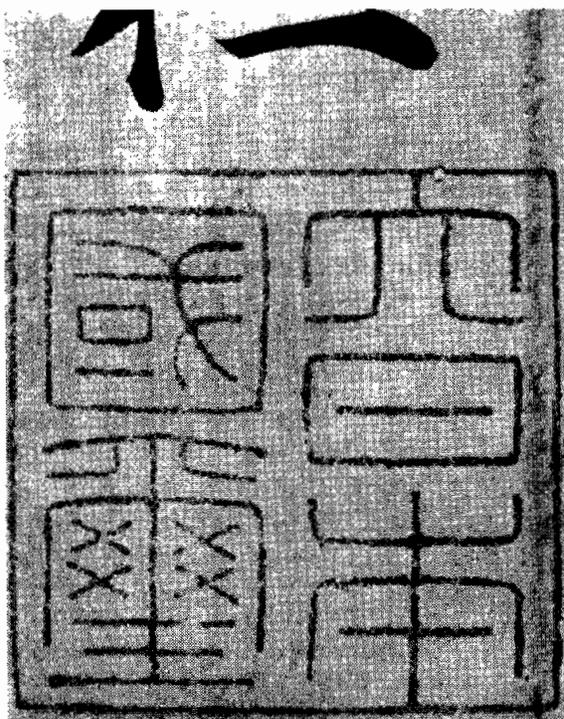
(16) 王政復古の布告書に用いられた「国璽」がその存在を否定されねばならなかった理由は明らかでない。全くの偶然的な事情を別にすれば、さし

史料 I



(上) 奉書紙。八折。朱印。寸法は縦46.3cm、横64.5cm。

(下) 「国璽」の部分拡大。寸法は縦、横ともに7.4cmで、ほぼ方二寸四分にあたる。



あたり次の二点が考えられる。

ひとつは、この「国璽」がわずか一兩日で彫刻されたため、印鉤、印綫などの部分が極めて不十分であり、そのために「国璽」としてふさわしくないと判断されたこと。

もうひとつは、この「国璽」が方二寸四分で作られており、天皇の印は方三寸でなければならぬとする印璽制の原則に抵触したこと。

いずれも推論の域を出ないが、このうち前者は、明治四年に彫刻された「御璽」が「草卒ノ刻字體典雅ナルヲ得ズ」との理由で改鑄されていることを考えれば、存在したこと自体を否定しなければならなかった理由としては説得力に欠ける。私はおそらく後者がその理由ではなかったのかと考える。

史料II

(表紙)

慶応四戊辰年正月ヨリ

太政官代御用筆記

印司所

(本文)

慶応丁卯三年十二月十九日召非藏人口萬里小路右少弁宰相殿ヨリ被命左之文字

石材被渡

大日本国璽 方二寸四分

翌廿日已刻刻成相納

同四戊辰年正月廿一日

太政官代參與役所ヨリ書面来

御用候間唯今早々太政官代江出頭可有之候也

正月廿一日

中村播磨介殿

従是前日萬里小路殿ヨリ被仰付御印七ツ

神祇事務總督

外國——

會計——

制度——

右何レモ銅鑄文ニ被仰付

廿三日

太政官代ヨリ書面来

御用有之候間唯今早々出頭可有之候事

正月廿三日

追而早々太政官代江可被罷出之旨會計掛リ被申候也

同日書面又来

御用之儀候間唯今早々太政官代へ出頭可有之候也

正月廿三日

中——

廿四日太政官代ヨリ書面

御印之儀何卒今日昼後ニ内國會計等印御出来ニ相成間敷哉最早石之所御出

来ニ相成候哉此段可貴意旨被申付候ニ付御尋申入候以上

正月廿四日

中——

廿九日太政官代ヨリ書面

御用候間只今早々太政官代ニ條城江可被罷出様松尾伯耆様被申渡候仍申入候也

正月廿九日

中——

左之御印被仰付

大坂 方二寸

裁判所 角

總督 總督

右来月五日迄ト被申付

二月朔日太政官代ヨリ書面貴墨拜見候愈御多样奉賀候抑昨日被仰付候御印即

大坂之分ニツ来月五日迄ニ急度御調進之旨承知仕候將又大和國之分御尋此

文字左之通ニ御改可被成之旨久我卿被申候

来三日中出来

大和國鎮撫總督

右文字配ハ可任其意之条被申候間可然御配可被成候仍右申入度早々以上

二月一日

尚々御招申入可申渡之旨被命候得共雨中御困リト書面ニテ申入候間此段御承

知置可被下候也

中——

二月六日相納所勞代人半介

松尾伯耆

三職

御役所

會計掛リ

鴨脚加賀

書記役所

大坂裁 方二寸

判所副 角

總督 總督

大坂裁 大坂裁 大和國
判所總 判所副 鎮撫
督 總督 總督
右何連も石印

二月八日太政官代ヨリ来書面

御用之儀候間明九日巳刻太政官代江出頭可有之此段申達候以上

二月八日

辨事御役所

中

筆生

二月十三日太政官代ヨリ来書面

今日御印調進之御請書御差出之所今ニ御調進無之如何之儀ニ候哉此段御尋

可申入旨松尾伯耆被申渡候仍申入候也

二月十三日

太政官代

中

書記役所

十四日調進御印

二寸角 同

同

軍防

大總督

海軍

局印

府印

總督

一寸五分

印

奥羽

鎮撫

總督

右之通調進代人半介

十六日太政官代ヨリ来書面

御用候間只今代人太政官代江可被差出候様萬里小路殿被命候仍申入候也

二月十六日

太政官代

中

書記役所

總裁之印方二寸二分

右被仰付候事右之御印廿日比ニ相納候事
廿一日太政官代ヨリ来書面

御用候間明廿二日巳刻太政官代江可被罷出候様會計局ヨリ被申渡候仍申入候也

二月廿一日

太政官代

書記役所

廿二日太政官代ヨリ罷出候所石代之殘金拾六兩二分被渡

廿三日太政官代ヨリ来書面

御用之儀候間唯今早々太政官代江出頭可有之候也

二月廿三日

辨事

中

役所

右之日留守中ニ付翌廿四日出頭

廿四日

太政官代江出頭之所左之通以書付被仰渡但シ切書

中村播磨介

可為印司被

仰出候事

二月

右之通之御書付也

右ニ付御禮廻動之ケ所

兩御殿 鷹司棟 三條殿

岩倉殿 徳大寺殿 中山殿

正親町三條殿 萬里小路殿等也

廿八日

太政官代會計掛ヨリ江銅鑄物代書付差出ス

代人村松氏

廿九日御親兵會議所ヨリ来書面

御用向有之候條急速出頭可被致此段申達候以上

二月廿九日 御親兵會議所

中

右ニ付代人半介差出候所左之通被仰付印八ッ

嘉彰 基修 隆歌 隆聚

時原 光徳 通房 通旭

晦日夜御所書面来

別紙之通り銅印にて成文ケ早々御出来可有之候 大小格好書体之儀モ過被仰付候大坂裁判所と同様之工合にて御出来可有之候尤来幾日何時ニ出来ト申儀書取只今早々御申越可有之候因而右申入候草々以上

二月三十日 内國局

中 中川對馬

兵庫 銅印ニ被

裁判 方ニ寸 仰付

所印

三月朔 丁酉

一 御親兵會議所江印八ッ持參相納肉白地共三官耕庵へ相渡ス

二 日戌戌

一 太政官の内國事務掛中川對馬書面来御用召也兵庫銅印之事也来六日ニ相納候様申置

三日巳亥

四日庚子

朝御親兵會議所被召參殿之所前日調進之臘石肉白肉地代料ノ四兩貳分御渡シニ相成三官耕庵へ被渡

五日

六日

一 御親兵會議所江改刻之隆齋印相納使

一 蔵六兵庫裁判所銅印鑄立持来

七日

一 太政官代へ出頭兵庫裁判所印親兵府印親兵監察府印ニ願石右之三願持參

相納但シ銅印代三兩同形石代書面書

一同所會計掛松尾上野銅印代金貳十兩三分貳朱被渡且旧冬國璽以来刻之員

數書出候様被申候ニ付書取出ス惣員銅石共ニ二十七顆也

十二日

太政官代へ召ニ来候所留主中ニ付不參

十三日

太政官代へ出頭候所鳥居大路筑前出會萬里小路殿ノ沙汰にて京都裁判所惣督印一寸角石にて被申付當月十五六日比調進ト言上

十六日

一 太政官江京都裁判所之印相納石代三分貳朱

三月廿五日

一 太政官代會計へ被召候所留主中ニ付不參

廿七日

一 會計へ御召ニ付參殿之所大日本國璽以来之御印刻相動候ニ付御賞トシテ白銀

二十五枚拝領也内國へ今日被仰付候印左之通

一寸五分角

同

横濱裁判所印 外國事務局印

二寸角大津裁判所總督府

晦日

一 太政官へ出頭(石代書面書分)横濱裁判所(石代同上)外國事務局二印調進先達而以来之銅印代石代等書付出ス

四月三日

一 太政官へ被召參殿候所只今迄調進之印紙差出候様申来御請

四月

一 太政官へ昨日被仰付候印紙相納員數二十三會計ノ銅石代九兩貳朱被渡

之銅石代惣テ相濟

七日

一太政官江出頭大津裁判所印調進但銅也右之鑄代三兩石代壹兩壹分書付差出落手松室信濃殿取次田中主殿

十日

一大津裁判所實名右近使と来大津裁判所參謀印被申付一寸五分石代壹兩貳分

十一日

一掃刻大婦人足用と右之印持參籠にて行侍源吉前取善ハ古之格語之所先方、俄ニ断申来延引

十四日

一太政官召ニ来代人主馬出ヌ左之通被仰付
箱館裁判所總督 二寸角
同 副總督 銅

十五日

一太政官書面来如左
御用之儀有之候間明後十七日午刻後太政官代へ可罷出候也
四月十五日 制度局

十七日

一制度局へ出頭之所左之印被仰付藤嶋常陸執次
制度之印 方二寸一分五厘
朱文石

廿七日

箱館裁判所總督 箱館裁判所副總督
右二印銅二寸

制度之印 石二寸一分五厘

今日未被下銅石代書付出ヌ左之通

大津裁判所印 鑄代三兩
石代壹兩壹分

箱館 銅鑄代三兩
石代壹兩壹分

同 副總督 同 三兩
石代壹兩壹分

制度之印 石代壹兩三分

四箇合

代金拾四兩三分松室信濃頭江右書付出ヌ

閏四月四日

一會計被召出頭之所去月廿七日差出し候銅石代十四兩三分請レニ成掛澤村加賀守

同七日

一太政官被召以代人出頭左之印被仰付
佐渡裁判所印 銅二寸角
三遠駿裁判所總督印

九日

一非藏人口被召出頭之所左之印被仰付松室信濃掛り
美濃飛騨裁判所總督 銅二寸角
来十八日ニ調進之事

十日

一三條殿使来左之通印明十一日中ニ調進ト申来
監察使印 一吋八分石

十一日

一太政官使来左之印急々刻申来松室信濃掛り
笠松裁判所兼美濃飛騨總督 石

十二日

一三條殿夕刻前日之印出来ニ付持參石代壹兩壹分ニ相成未申出

十二日

一太政官御召出頭之所松室甲斐出會太政官之印被仰付舊来之印摹刻ト被仰付候得共當時之並候所之篆ニ被仰付候へ、如何と申上置尚迹被仰付候様也

十四日

一 太政官江右之印相納

笠松裁判所兼美濃飛騨總督石材料壹兩貳分

十五日

一 太政官被召出頭之所松室甲斐出會前日被仰付候太政官印古印之寫御下

ケニ相成先過日申上候其方之篆字入ヲ差出候様被仰付松室信濃出會笠松

之印銅ニ被仰付先日被仰付候美濃飛騨——右之印間違ニテ御不用ニ相成

十七日

一 太政官江主馬代ニ出ス太政官印之字入伺候也

十八日

一 太政官江出頭佐渡裁判所印三遠殿裁判所總督印之貳ツ相納銅代三兩ツ、石三分

貳朱ツ、同日太政官印之儀ニ付谷森内舍人ト於面謁間議論有之太政官印先御

見合ニ相成

廿四日

一 太政官此比御所へ引ニ相成弁事役所召ニ來

御用之儀候間唯今早々非藏人口江出頭可有之也

弁事役所

中

右ニ付代人村松出頭之所輔相印信刻被仰付石此印御見合ニ相成

廿六日

一 弁事役所召來出頭之所左之印被仰付

行政官印 神祇官印 會計官印

刑法官印 外國官印 軍務官印

右六顆石 取次青木中務

廿七日

一 今日昨日之字入伺

五月二日

一 非藏人口江出頭銅笠松裁——印且右行政官印相納佐渡此方監察使印迄之

代金書付出ヌ拾貳兩三分貳朱右落手

五月九日

一 非藏人口へ出頭印調進神祇官印會計官——刑法——軍務官——外國——以

上五顆前日調進之行政官印此外國迄メ六顆石代今日會計へ差出ス書付

行政三分_{老詞} 貳分 神祇外國迄五顆ニ寸ツ、何レモ壹兩三分貳朱、都合

八兩壹分貳朱也

右之通落手

廿日

一 會計官被召出頭之所外國官印此間調進同様之印今一ツ刻致候様被仰付

鴨脚加賀掛

廿二日

一 先日小松帯刀申來候印何レモ銅今日調進

外國事務總督印 銅代三兩 石代一兩一分

外國事務局 銅代一兩一分 石代一兩一分

外國事務總督 銅代二兩二分 石代三分二朱

日本 銅代三分二朱 石代三分二朱

右之通書付小松へ出ス

廿七日

一 會計官へ此間被仰付候外國官二度目印出来ニ付持參鴨脚加賀へ渡ス且小松

來外國印銅石代書付出ヌ今日之外國印石代壹兩貳分書出ス

一 此度諸御印寸法御治定左之通

太政官印 曲尺貳寸貳分_{ツマメ}

諸官府藩縣印 貳寸貳分

諸司印 貳寸

右之通也

晦日

一 會計官へ出頭小松來銅印四ツ代外國官印右一ツメ五ツ代金拾六兩貳分貳朱

札にて落手

六月十五日

一 行政官辦事へ出頭

廿三日

一 非藏人口へ出頭副嶋四位へ面會之所田中五位へ委曲申入有之ニ付出會不致被申ニ付田中へ面會右ハ此度府藩縣司等印之事建白致候故其儀ニ付出會彌此度元建白通更ニ太政官ヨリ被 仰渡元祥へ刻被仰付夫々へ御渡シニ可相成御摸樣内々被申聞

但シ印司被 仰渡候月日書付等差出候様ニ付被 仰渡候本紙差出ス

六月廿五日

一 非藏人口江召サル仰被付書左之通

中村播磨介

印師被

仰師候事 同日被仰付之印議政官

六月

右行政官辦事ヨリ被申渡

大原左馬頭殿執事

同廿七日

一 行政官辦事ヲ召ル出頭之所大原左馬頭殿面會左之印被申付

京都府 大坂、江戸、長崎、

越後府 神奈川、箱館、大津、

奈良縣 兵庫、笠松、高山、三河、久美濱、倉敷、日田、富高、天草、堺、

ノ員 十九 何レモ二寸二分石也

七月三日

一 行政官江議政官印調進大原殿へ渡ス外ニ願書弁事へ出ス傳達所也委曲者大

原殿承知

同四日

一 弁事傳達所へ出頭昨日之願書今日出ス左之通

奉敷願口上書

一 此度府藩縣等之御印多分御用被仰付候趣敬承仕難有仕合奉存候右ニ付蠟石夥敷入用ニ付兼而手當等 致求置度候得共自力及兼候間何卒金子前借之儀奉願候以御憐愍御聞濟ニ相成候ハ、早々蠟石見當次第求入寸法等御治定被為在候故次第ニ仕立仕度候尤御急ニ被為在候故此間文字御治定御渡ニシ相成候府縣等御印取掛申度候間敷願之趣御聞濟ニ相成候様偏奉希候 謹言

慶応四年七月四日

印師 中村播磨介印

辨事

御役所

追願書

一 別紙奉敷願候御印ニ付蠟石仕立仕等仕候儀私一人ニ而者鬼ツモ行届兼候間門人共而三人招寄切碇等為致度間右之者夫々相應ニ拜領為致度候間何卒御下ケ金之儀奉願候御宜取成ヲ以御聞濟ニ相成候様奉希候 謹言

門人名前 駒井清七

伊東常七

新見内匠少属

右之者共ニ御座候間宜奉願候

印師

中

辨事

御役所

右両通書暨ニ書上包美の紙

但シ右二通和書差添差出シ候扣ハ美の紙二ツ折ニ暨ニ書

今日落手人名前

辨事役所 内藤常太郎

- 六日
一 弁事役所へ出頭藩印之石拂底ニ付備前石ニテ致候様申上候所左候ハ、表白弁事被仰渡候よし
- 七日
一 同所出頭前日同様之事也
一 此度之楷書藩紀州筑州之分元群被頼紀ハ銅筑ハシタン木也
- 九日
一 辨事御召ニ付出頭備前ハ石表白被仰付巨細ハ播磨介へ承候様様申付有之と被仰聞
大原殿
同傳達所ハ御召ニ付出頭石代前借凡員數以書付會計へ差出候様被仰渡ニ付即日以書付會計官へ差出ヌ落手鴨胸實加
- 十日
一 辨事へ御召出頭之所左之印被仰付
渡會府印伊勢山田ノ下也
一 會計官御召出頭之所此度府藩縣印ニ付前借願候ニ付金貳百兩御渡しニ相成
- 十三日
一 辨事へ渡會府印調進代新見
- 十四日
一 辨事御召ニ付出頭之所渡會ノ印度之字ニ改刻致候様被仰付米十六日巳刻迄、申渡候江島正人。
- 十六日
一 巳刻度會府印刻出来辨事江調進代人主馬
- 廿五日
一 會計官ハ御召ニ付出頭左之印明日中被仰付
東北游擊將印 石隸書
- 廿六日
一 會計ノ東北游擊將印調進代主馬
- 廿八日
落手南大路右兵衛尉
一 會計ニテ東北游擊將印刻料石代共二千五百足落手南大路
- 廿九日
一 府縣印員十八顆相納江戸府之分東京府ト被相成ニ付見合取次松室豊後
- 八月三日
一 辨事へ出頭伺事有之
- 四日
一 辨事御召ニ付出頭江戸府印更東京府印ト改奈良縣印更ニ奈良府印ト改刻被仰付掛リ千種前少將殿出會
- 七日
一 非藏人口へ出頭東京府印奈良府印二顆出来ニ付持參松宮豊後へ渡シ
- 十九日
一 非藏人口へ被召主馬代出頭之所千種殿面會春來刻致候御印員數可申出刻料モ可申出被仰渡
- 廿一日
一 千種殿へ參ル留主中家司藤木ニ面會春來刻候印數四十九書出ヌ刻料之所ハ兼々萬里小路殿ハ承仕候故刻料ト申候テハ拝領不仕方難有シト申上置
- 九月五日
一 大政官辨事御召ニ付出頭先日差出候春來之刻員數書付今一應書付候テ差出候様被仰付府縣モ員ニ入候而書出候様被仰付右ニ付員數書出ヌ
國璽以來府縣迄惣員數
七十一顆 内銅印十七顆
右之通書出ヌ千種小將殿直命也
- 七日
一 御印御用ニ付千種殿へ出殿藤木隼人面會
- 一 辨事へ伊那縣印調進千種殿落手
- 十日

- 一 辨事御召ニ付 出頭辨官事記之印 摹刻被仰付ツケ也 即日駒井へ申付 来十五日迄 橘宮内申付
- 一 十三日千種殿へ御用ニ付 参ル 雜掌藤木隼人
- 一 十四日 辨官事記摹刻辨事へ 調進主馬代ニ 行橘宮内へ 渡ス
- 一 十六日 辨事傳達所へ 召ニ 来行政官印 摹刻明後十八日迄ニ 調進被仰付 木田圖書へ 申付
- 一 十八日 辨事傳達所へ 行政官印 摹刻調進
- 一 廿七日 辨事御召 兵庫縣印 銅ニ 摹刻被仰付 柳原殿へ 来十月八日迄 調進之事
- 一 一會計御召 此度御用代内 貳百兩前借被仰付
- 一 十月五日 一會計傳達所へ 御頒米 拜領之 願書 差出ヌ 落手申 置森主計也
- 一 同夜 一柳原殿へ 御用印之事ニ 付 参ル 過日被仰付 候 兵庫縣印 銅ニ 摹ス 持 参
- 一 七日 一辨事 江 兵庫縣印 銅 摹刻 調進
- 一 十一日 一辨事御召ニ 付 出頭御尋ニ 大日本印 師ト 認候へ 何方へ 被仰付モ 有之哉ト 御尋ニ 付 左様之事ハ 無候得 其外國人ニ 對シ 右様書候ても 不苦ト 心得候ハ、 認ト 御 断書 差出ヌ
- 一 十三日 一辨事御召 出頭藩印 刻出来之 分員數 何藩々々ト 書出シ 可申 被仰付 橘宮内へ 申 渡ス
- 一 十四日 一昨日 被仰付 候 藩印 員數 書出ヌ
- 一 十六日 一會計 用度司 御召ニ 付 出頭之所 左之印 被仰付
- 一 新潟府 加奈川縣 共 鑄印 二寸二分
- 一 辨事 平松殿 被命 取次
- 一 用度司 判事 頭取 鈴木右近 將監
- 一 十八日 一西四辻 殿宅へ 御用印之事ニ 付 参ル
- 一 取次 松井伊織
- 一 同日 一辨事御召 出頭藩印 御調之事也
- 一 橘宮内 取次
- 一 廿七八日 比 一用度司 御召 大坂府印 銅ニ 被仰付 十一月十日迄ニ 調進
- 一 十一月三日 一辨事御用 召 藩印 查付 御渡シ 内 陸奥内 分藩印 土佐内 分 岡山新田 鳥取新田 右四ツ 急々 被仰付
- 一 平松様 御直ニ 内命
- 一 八日 今日 齋閉 可申 付 故 代人ニ テ 相勤
- 一 一昨日 七日 辨事御召之所 留主ニ 付 今日 参内 御用 相伺 岡山 鳥取 右兩藩 印 相納 本領 安堵 不成 藩書 付 御渡 候

九日

一辨事へ陸奥内分——相納

諸侯史官 北川徳之丞

十日

一辨事御召藩印當月中ニ調進被仰付員百六七十也

北川徳之丞申付

代村松

一用度司の銅印代四十両渡ル

同十三日

一辨事御召ニ代人村松出頭之所左之通被仰渡

中——

印師被免候事

十一月

行政官

右何之子細モ無之不調法モ更無甚不思議也追々聞合候所襟堂の春米願入候
方有之趣之所へ御殿の幽閉被仰付候ヲ幸ニシテ印師被免襟堂被付様子也

有日 天地晦冥 穴竄々々

日月失明

十五日

一藩刻出来之分百三十辨事へ納石井民部大輔殿落手 代村松

十六日

一辨事へ藩印未刻之分百三十三相納落手同人 代日野家家来

十七日

一印師襟堂へ被仰付可見元の其手段有之也

(慶応四年・明治元年の分はこれで終り、このあと明治三年の動静について
若干の書きこみがなされている。)

付記 本稿で紹介した王政復古の布告書は堀池春峰先生が最近入手されたものである。貴重な史料を検討する機会を与えてくださった堀池先生、ならびに、写真掲載を快諾していただいた中村太郎氏に末尾をかりて感謝の意を表します。

New Documents on *Kokuji*

by Iwao AKASHI

SUMMARY

Kokuji 国璽 signifies the state seal of Japan. Its two documents have been just discovered successively. Based on these documents, in this paper the author explores the origin of *Kokuji*.

His conclusions are as follows :

- (1) *Kokuji* was first stamped in the proclamation of the Restoration of Imperial Rule to the foreign nations, dated the tenth of January in 1868, and there existed two formulas of the proclamation.
- (2) As a matter of fact *Kokuji* was engraved in 1867, which disproves the established opinion that it was engraved in 1871.
- (3) This established opinion, which originated early in the *Meiji* era, has been insisted to legalize the authority of *Tennō* (the Emperor of Japan).

These documents are annexed at the last.